

那珂川沿岸農業水利事業（二期）
小場江堰幹線水路末端水路整備工事（その２）

特 別 仕 様 書

【当初】

関東農政局 那珂川沿岸農業水利事業所

第1章 総則

那珂川沿岸農業水利事業（二期）小場江堰幹線水路末端水路整備工事（その2）の施工にあたっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営那珂川沿岸土地改良事業計画に基づき、小場江堰幹線水路末端の水路を新設するものである。

2. 工事場所

茨城県ひたちなか市美田多町地内

3. 工事概要

（1）管水路

水路延長 L=311.799m SL=311.799m

測点 No. 3+41.449～IP. 8

（内訳）

管水路 ダクティル鉄管 AL2種 呼び径 900mm L=311.799m

その他 1式

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

なお、工事数量表備考欄に「概」と表示した数量については、概算数量であるため、施工実績に基づき設計変更で処理するものとする。

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

（1）工事期間中の休業日としては、雨天・休日等 13 日/月を見込んでいる。

（2）原則、土曜日及び日曜日、夏季休暇（8 月 12 日～8 月 14 日）、年末年始休暇（12 月 29 日～1 月 3 日）は工事を行わない。

ただし、週休 2 日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休 2 日の実施に取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 施工しない時間帯

原則、午後 5 時 00 分から午前 8 時 00 分まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要

要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 現場技術員

本工事は、共通仕様書「第1編第1章 1-1-10」に規定している現場技術員を配置する。なお、氏名等については別に通知する。

4. 工 期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている269日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和9年3月19日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

5. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の土質は、「砂質土及び粘性土」を想定している。

2. 関連工事

本工事の関連または隣接して次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

- ・小場江堰幹線水路末端水路整備工事（その1）（令和8年7月～令和9年3月）
- ・小場江堰幹線水路末端水路整備工事（その3）（令和8年7月～令和9年3月）

3. 第三者に対する措置

（1）騒音・振動対策

- 1) 騒音、振動対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

- 2) 施工時に第三者より苦情等が発生した場合には、速やかに監督職員に報告するものとする。

なお、第三者との協議において対策を講じる必要がある場合には、本工事に騒音、振動調査を変更追加することがある。

(2) 保安対策

- 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。
- 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

配 置 場 所	交通誘導 警備員	編 成	昼夜 別	交替要員 の有無
市道K527号線	2名／日	1編成	昼間	無

(3) 交通対策

- 1) 交通制限を行う範囲は、次に示す工区とする。

制 限 範 囲	交 通 制 限	備 考
No. 3+41.449～IP. 6	片側交互通行	市道 K527 号線

- 2) 通行止めの範囲であっても、工事区間に隣接する農地等への出入りを制限しないよう、必要に応じて通行を確保しなければならない。
- 3) 交通制限区間には、案内看板及び標識等を設置しなければならない。
- 4) 交通制限にあたり、道路利用者及び周辺住民に十分な周知を図らなければならない。
- 5) 一般車両、周辺住民の通行等に支障のないよう、十分に安全対策を講じるものとする。
- 6) 公道の通行に当たっては、一般車両の優先に配慮し、通行等に支障を及ぼさないよう留意するとともに事故防止に努めなければならない。
- 7) 資機材及び建設発生土の搬出等により、路面の汚損が生じないよう留意するものとする。

(4) 防塵対策

防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

なお、散水等の防塵対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(5) 安全対策

工事用車両の工事現場への出入りに際しては、必要な安全対策を講じるものとする。また、夜間に開口部が発生する場合には転落防止ネットを設置する等の対策を行うものとする。

なお、工事期間中における昼夜の安全対策については、交通制限の範囲、標識及び安全施設等の配置について、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

4. 隣接地に対する措置

本工事範囲及び周辺部の既設構造物については、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。

また、監督職員が指示する箇所については、工事実施期間中定期的に位置・高さ等を観測し監督職員に報告しなければならない。

なお、構造物に影響が生じると想定される場合又は異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し応急措置を行うと共に、事後の処理については監督職員と協議しなければならない。

5. 関係機関との調整

(1) 関係機関との協議

関係機関との協議は発注者側において行うが、工事实施に際し必要となる交通規制、使用申請及び連絡調整は監督職員と打合せのうえ、受注者が行わなければならない。

1) 道路使用許可申請

6. 工事の安全対策

(1) 工事中の安全管理（架空線）

本工事現場内には架空線があるため、共通仕様書 1-1-36 に従い、必要な対策を実施し、監督職員に報告しなければならない。また追加で対策が必要な場合等は監督職員と協議するものとする。

(2) 工事中の安全管理（埋設管）

施工区間内には、図面に示す位置に排水管等が埋設されているため、十分注意して施工しなければならない。また埋設位置を確認するために試掘等が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

第5章 指定仮設

1. 現場発生土仮置場

(1) 現場発生土仮置場

建設発生土仮置場は次に示す場所とし、予定数量は次のとおりとする。

なお残土の搬出に先立ち、監督職員が指示する土質試験を実施しなければならない。

種 類	名 称	地 先 名	搬出予定量	摘 要
普通土	川又小泉団地	水戸市 川又町地先	930m ³	放土後整地

(2) 仮置場（資材置場）

本工事の現場発生土は、建設発生土受入地に搬出するものとするが、本工事内で流用を行う発生土については、施工ヤード（資材置場）に仮置きするものとし、施工ヤードの使用に当たっては、隣接地に土砂等の流出が生じないように善良な管理を行うものとする。

なお、仮置き土に飛散の恐れがある場合は、監督職員と協議するとともに、対策を行うものとする。

名称	場 所	備 考
施工ヤード(1)	No. 5 付近	農地
施工ヤード(2)	No. 9 付近	農地

2. 水替工

工事現場内における排水量は以下のとおり想定しているが、施工に先立ち土質や試掘等により湧水量を想定したうえで、排水計画を検討しなければならない。なお水替工の排水は、最寄りの

排水路等に排水することを計画している。

$Q_{\max}=7.0\text{m}^3$ 未満/hr/30m (たて込簡易土留区間) 常時排水

3. 施工ヤード

- (1) 本工事の現場発生土は、建設発生土受入地に搬出するものとするが、本工事内で流用を行う発生土については、施工ヤードに仮置きするものとし、その使用に当たっては、隣接地に土砂等の流出が生じないように善良な管理を行うものとする。

なお、仮置き土に飛散の恐れがある場合は、監督職員と協議するとともに、対策を行うものとする。

4. たて込み簡易土留工

たて込み簡易土留工の施工においては事前に構造計算を行い、監督職員の承諾を得るものとする。なお試掘により土層、地下水位等を確認する必要がある場合は、位置等について監督職員と事前に打合せを行うものとする。

また、捨梁は碎石基礎断面（管底 300 mm以内）の外に設置しなければならない。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、図面に示すとおりであり、次に示す期間に使用できる。

(1) 施工ヤード

施工ヤード(1)	令和8年10月1日～令和9年3月31日
施工ヤード(2)	令和8年11月1日～令和9年3月31日

2. 工事用地等の使用及び返還

- (1) 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち関係地権者及び監督職員立会いのうえ、用地境界、使用条件の確認を行わなければならない。
- (2) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、監督職員及び関係地権者の立会いのうえ、確認を受けなければならない。
- (3) 工事用地等以外の用地が受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返地する場合は、発注者に報告するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、JIS 規格品については、改正工業標準化法（平成 16 年 6 月 9 日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）とする。

（１）石材及び骨材

- １）再生クラッシャラン RC-40 JIS A 5001 準拠
- ２）単粒度碎石 4 号 JIS A 5001

（２）コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	ス ラ ン プ (cm)	粗骨材 の最大 寸法 (mm)	水 セメント 比 (%)	セメント の種類に よる記号	使 用 目 的
無筋 コンクリート	18	8 ※ 1	25 (20) ※ 2	65 以下	BB	基礎コンクリート等

※ 1 本工事の特別仕様書、工事数量表及び図面に記載されたスランプは、積算上の参考値である。施工条件等によりスランプを変更する場合は、監督職員と協議の上、受発注者間でスランプの確認を行い変更することができる。なお、スランプを変更する場合は、使用するコンクリートの配合計画書を監督職員に提出し確認を受けるものとする。また、スランプが 12cm を超える場合は、試し練りの材料分離抵抗性についても監督職員の確認を受けるものとする。

※ 2 粗骨材最大寸法 25 mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20 mm の使用を可能とする。

（３）配管材

１）ダクタイル鋳鉄管

管 種	呼び径	規 格	仕 様
直 管	900 mm	ALW 形 AL2 種	JIS G 5526、JPA G 1053
直 管	900 mm	K 形 DD 種	JIS G 5526、JPA G 1027
異形管	各種	K 形	JIS G 5527、JPA G 1027

２）鉄筋コンクリート管

遠心力鉄筋コンクリート管 B 型 外圧管 1 種 φ 900 mm

（４）アスファルト混合物

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定されたアスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。

なお、これによらない場合は、製造会社の材料試験成績書、配合及び基準密度の決定に関する資料を、監督職員に提出しなければならない。アスファルト混合物は、アスファルトコンクリートを使用するものとし、混合物の標準配合は、「アスファルト舗装要綱（社団法人日本道路協会）」及び「舗装再生便覧（社団法人日本道路協会）」によるものとする。

（５）土木安定シート

強度 1, 220N/5 cm 以上、かつ厚さ 0. 37 mm 以上

(6) 埋設物表示テープ

幅 150 mm 2 倍折込 ポリエチレンクロス 黄テープ

(7) 再生砕石

本工事において管体基礎工として使用する再生砕石については、管体及び継手に悪影響を及ぼさないよう、成分の固化により集中荷重（点支持）となるアスファルト殻や再資源化施設の製造工程で混入する金属等（以下「異物等」という）を除去したものを使用するものとする。

また、受注者は、再生砕石の使用に当たっては、再生砕石に異物等が含まれていないことを確認した上で、見本又は資料提出の際に、再資源化施設における再生砕石の写真を併せて提出し承諾を得るとともに、現地搬入段階においては、監督職員の立会確認を受けなければならない。

(8) 木材

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合はこれに従うものとし、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。

2. 見本又は資料提出

次に示す工事用材料は、使用前に試験成績書・見本・カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

ただし、管材の検査報告書又は受検証明書は、検査後に提出するものとする。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表・産地証明書
コンクリート	試験成績書・配合報告書
配管材（鋼管・ダクタイル鋳鉄管）	検査報告書
アスファルト混合物	試験成績書
土木安定シート	カタログ
埋設物表示テープ	カタログ
その他材料（監督職員が指示するもの）	カタログ又は試験成績書

3. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資 材 名	規 格	調達地域等	備 考
敷鉄板	22×1,524×6,096	茨城県筑西市	施工ヤード
たて込み簡易土留め	H2.5～4.5m	栃木県芳賀町	管路工

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 水準点等

本工事に使用する基準点及び水準点は図面に示す、R7T29(TP=2.245m)、R7T31(TP=2.057m)、R7T32(TP=2.222m)、R7T33(TP=2.540m)、KBM5(TP=2.094m)を使用するものとする。

水準点及び境界杭等は施工中に損傷しないよう留意し、移動の必要が生じた場合は監督職員に報告し指示を受けなければならない。

なお、基準点等の位置データは、測地成果 2000 に対応したものである。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。

ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種	確認内容	確 認 時 期	遠隔確認対象	備考
管水路基礎	高さ、幅	初期施工段階で 1 箇所		
管水路	基準高	初期施工段階で 1 箇所		

(3) 舗装切断に伴う排水等の処理

舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。また、当該排水処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督職員に提出しなければならない。

2. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン 13	舗装工
再生クラッシャー	RC-40	路盤工、管体基礎工、構造物基礎工

なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（(公社)日本道路協会発行）等を遵守しなければならない。

(2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物について、本現場内で利用可能か検討し、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。

なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。

3. 建設資材等の搬出

(1) 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする

建設資材廃棄物	処 理 施 設 名	住 所	受入時間	事業区分
アスファルト廃材	平和建設(株)	茨城県水戸市大場町 445	8:00 ~	中間処理

	水戸中間処理工場		17:00	
汚泥 (舗装切断排水)	(有)ワールドカッター	茨城県小美玉市山野 608	8:00 ~ 17:00	中間処理
プラスチック廃材 (土木安定シート)	(有)茨城県リサイクル協会 会東海事業所	茨城県那珂郡東海村村松 3135-451	8:15 ~ 16:30	中間処理

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容予備解体方法	① 仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

注) ■が該当部分である。

5. 土工

(1) 表土剥ぎ

表土剥ぎは実施しない計画であるが、地権者の意向等により実施する場合は、監督職員、地権者等の立会により表土の厚さ、標高の確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。

(2) 床掘

- 1) 掘削土は、埋戻しに使用するもの以外は建設発生土仮置場へ搬出しなければならない。
- 2) 床掘りに当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。
- 4) 過掘となった場合は、管体基礎材(RC-40)で埋戻し、振動コンパクタ 90 kg 級又はタンパ 60~90 kg 級により、締固め密度 90%平均(±5%以内)以上となるよう十分に転圧しなければならない。

(3) 埋戻し

- 1) 管預 30cm 以上の埋戻し土は、発生土で埋戻しを行う計画であるが、発生土が埋戻しに流用できない場合は、監督職員と協議するものとする。

- 2) 砂置換法による土の密度試験（現場密度試験）による締固め度は90%平均(±5%以内)以上とする。
- 3) 構造物周辺の埋戻し（施工幅50cm以内）は、一層の仕上り厚さを30cm程度にまき出しを行い、振動コンパクタ又はタンパを使用して締固めを行うものとする。
- 4) 管頂から上方30cmまでの埋戻しは、管体保護のため再生砕石にて埋戻すものとし、転圧はタンパにて締固めを行うものとする。
- 5) 管頂30cm以上の埋戻しは、振動ローラ（1.1ton級以下）にて締固めを行うものとする。
- 6) 前述以外の埋戻しは、適切な転圧機械を用いて締固めを行うものとする。
また、機械による締固めが不可能な箇所は、突き棒等により入念に締固めを行うものとする。
- 7) 建込簡易土留部の施工は、土留板をまき出し厚さごとに引き抜いた後に、締固めを行うものとする。

（4）作業残土処理

- 1) 建設発生土仮置場へ搬出する残土は、搬出量の検測を行うものとする。
- 2) 残土の搬出にあたっては、公衆道路の汚損防止に努めるものとする。
- 3) 重大な影響を防止するために、新たな汚損防止対策及び交通対策等が必要となった場合は、監督職員と協議を行うものとする。

6. 管体基礎工

- （1）図面にに基づき、管体基礎下部にアンダードレーン層を設け、地下水の排除を行うものとする。
- （2）基床部の不陸整正及び整形は、管を均一に支持できるように、浮き石等を除去して平滑に仕上げ、十分に締固めなければならない。
- （3）基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上り厚さが30cm程度になるようにまき出し、振動ローラ1.1ton以下により締固め度90%平均(±5%以内)以上となるよう締固めなければならない。
なお、管側部の締固めは左右均等に巻き出し、コンパクタ・ランマ等により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。
また、管外面を締固め機械で直接打撃するなど、管外面に損傷を与えないよう、十分留意して施工しなければならない。
- （4）管継手掘部は、管布設後速やかに埋戻しをしなければならない。
- （5）建込簡易土留部の施工は、土留板をまき出し厚さごとに引抜いた後に、まき出し締固めを行うものとする。

7. 構造物撤去工

（1）構造物取壊し工

- 1) 受注者は事前に対象構造物の寸法、形状、再利用の可否について調査を行い、監督職員へ報告を行うものとする。
- 2) 構造物取壊しに伴い、新たに振動・騒音対策の必要が生じた場合は、監督職員と協議を行うものとする。

（2）構造物撤去工

- 1) 再利用する構造物は、慎重に取り外しを行うとともに、損傷を与えないよう保管を行う

ものとする。

なお、再利用が不可と判断される場合は、監督職員と協議を行うものとする。

- 2) 畦畔及び畦畔ブロック・境界杭等の構造物は原則、撤去せず存置する計画であるが、撤去が必要となった場合や保護対策が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 運搬処理工

- 1) 撤去物は事前に搬出量の検測を行い、監督職員へ報告するものとする。

8. 管体工

(1) ダクタイル鉄管

- 1) ダクタイル鉄管の据付は、共通仕様書 7-6-3 によるほか、接合は(社)ダクタイル鉄管協会発行「W05 K形ダクタイル鉄管接合要領書」、「W20 ALW形ダクタイル鉄管接合要領書」に準拠するものとする。
- 2) 管の接合に用いる接合部品は、JIS G 5527 (ダクタイル鉄異形管)の附属書(ダクタイル鉄管及び異形管用接合部品)による。
- 3) 切管の長さは、1m以上とする。また、継手形式の仕様に従って挿し口部の加工を行い、加工部は専用の補修塗料を用いて管の外周と同等の塗装をしなければならない。
- 4) 管の取扱いは共通仕様書第7章 7-2-2 一般事項 1. 運搬及び保管(1)によるものとするが、誤って塗装塗膜に損傷を与えた場合は、損傷部の調整・清掃の後、メーカー指定の一液塗料または補修用スプレー塗料を使用し、塗り残し・塗りむら等がなく、均一な塗膜が得られるよう仕上げ、補修しなければならない。

9. 付帯工

(1) 埋設物表示工

管頂から 60 cmの位置に埋設表示テープを埋設するものとする。

10. 原形復旧工

(1) 水田復旧

- 1) 受注者は工事用地として使用する前後に地盤高を測定し、その沈下量を監督職員へ報告するものとする。

なお、沈下量が多い場合は、復旧方法等について監督職員と協議するものとする。

- 2) 復旧に先立ち、石礫等の雑物撤去を十分に行わなければならない。

(2) アスファルト舗装(仮舗装)

- 1) 工事受注者は工事着手前に道路全幅員について路面状態、路面高を記録し、監督職員へ報告するものとする。なお、施工範囲外の路面に損傷等が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
- 2) 管体埋設後は速やかに埋戻しを行い、仮舗装による復旧を行うものとする。
- 3) アスファルト舗装がされている市道においては、仮舗装を行ったうえで交通制限を解除するものとし、路面が土砂及び砂利の状態で交通制限を解除してはならない。
- 4) 仮舗装後に沈下及び損傷が生じた場合は、監督職員確認のうえ、オーバーレイ等により補修を行うものとする。
- 5) 仮舗装完了後交通を解放し、次年度別件工事にて舗装の本復旧を行う計画であるため、

仮舗装は設計厚を遵守して施工しなければならない。

(3) 道路構造物

- 1) 既設道路側溝等の道路構造物は再利用を計画している。
- 2) 著しい劣化等により再利用が不可となる場合は、監督職員と協議を行うものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編 1-1-12に規定する(1)又は(2)の資格を有するものでなければならない。

2. 施工管理

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。
ダクタイル鋳鉄管接合の施工管理については、各種接合要領書（日本ダクタイル鉄管協会発行）を準用する。

(2) 施工管理基準からの除外項目

施工管理基準に定めている次の項目については、適用除外とする。

- 1) アスファルト舗装工（仮舗装）
 - ・ 出来形管理〔平坦性、コア採取〕
 - ・ 品質管理〔密度測定〕

(3) 工事現場等における遠隔確認について

- 1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- 2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-220.pdf>」によるものとする。
- 3) 農林水産省が推奨するWeb 会議システムは、Microsoft Teams である。
- 4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC

暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 通水試験

(1) 継目試験

テストバンドにかける試験水圧は、0.03MPaとする。

なお試験結果により、漏水対策を講じる必要がある場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

(2) 通水試験

本工事で施工した施設は、令和9年12月以降に通水を行う予定としているので、受注者はこの試験に立ち会うものとする。

なお、通水試験の際に漏水が確認され、調査の結果その原因が受注者の責であると判断された場合は、受注者の責任において補修しなければならない。

第11章 設計変更等の業務

受注者は、設計変更が生じ、設計変更に必要な測量、数量計算及び図面の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については、別途協議の上、設計変更に計上するものとする。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件等の変更に該当する主な事項は次のとおりである。なお軽微な変更については、両者協議のうえ契約変更の対象としない場合がある。

- (1) 第2章4に示す工事数量表に変更が生じた場合
- (2) 工事数量表の備考欄に「概」と表示した数量について変更が生じた場合
- (3) 第4章1に示す土質に変更が生じた場合
- (4) 土質調査が必要になった場合
- (5) 振動・騒音対策の必要が生じた場合
- (6) 転石・湧水の出現又は、水替工に変更の必要が生じた場合
- (7) 付帯構造物の位置及び構造等に変更が生じた場合
- (8) 材料の規格、数量に変更が生じた場合
- (9) 発生土が埋戻及び盛土に流用できない場合
- (10) 第4章2(2)に規定する交通誘導警備員に係わる諸条件に変更が生じた場合
- (11) 第4章2(4)に規定する防塵対策の必要が生じた場合
- (12) 道路協議等、関係機関との協議調整により施工条件、施工方法等に変更又は追加が生じた場合
- (13) 指定仮設に変更が生じた場合
- (14) 土留工の構造や打設方法等に変更が生じた場合
- (15) 工事用道路及び仮設計画に変更が生じた場合
- (16) 第6章に係る施工ヤード等の使用条件に変更が生じた場合
- (17) 第9章3(1)に規定する建設資材廃棄物等の再利用方法等に変更が生じた場合
- (18) 産業廃棄物処理場及び処理方法、処理数量に変更が生じた場合
- (19) 新たな産業廃棄物が出現した場合
- (20) 建設発生土が発生した場合(土工収支(流用)に変更が生じた場合)
- (21) 別に示す参考歩掛の検証の結果、協議により変更が生じた場合
- (22) 管体工に変更が生じた場合
- (23) 排水量に著しい相違があった場合及び、排水処理工に変更が生じた場合
- (24) 現地精査により変更が生じた場合
- (25) その他、監督職員が必要と認めたもの

第13章 その他

1. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

- 1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変

更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書様式 6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項

カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

2) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

3) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

5) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

6) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

7) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（５）VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

（６）責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

２．電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1-1-40 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又は BD-R）正副 2 部

３．主任技術者等の専任期間

- （１）請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- （２）契約締結日の翌日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- （３）工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。

４．工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（１）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（２）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。
なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）、（３）及び（４）の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

5. 快適トイレの試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の１～１１の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、１２～１７については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須では無い。

【快適トイレに求める機能】

- １）洋式（洋風）便器
- ２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- ３）臭い逆流防止機能
- ４）容易に開かない施錠機能
- ５）照明設備
- ６）衣装掛け等のフック付、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を５kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- ７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ９）サニタリーボックス
- １０）鏡と手洗器
- １１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- １２）便房内寸法 900 mm×900 mm以上（面積ではない）

- 13) 擬音装置（機能を含む）
- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調節が可能な設備
- 17) 小物置場（トイレトーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】１～６ 及び【付属品として備えるもの】７～１１ の費用については、従来品相当を差し引いた後、５７,０００ 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

（４）監督職員と事前に協議を行わず快適トイレを設置した場合や、必要書類を記事までに提出しない場合は、変更の対象としない場合がある。

６．現場環境改善費

（１）現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから１内容以上選択し合計４つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

（２）以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	① 昇降設備の充実 ② 環境負荷の低減 ③ ＩＣＴ設備の充実 ④ 作業負荷の低減
営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働宿舍の快適化 ③ 現場休憩所の快適化（交通誘導警備員待機室を含む） ④ 衛生設備・厚生施設の充実等
安全関係	① 工事標識・照明等安全施設の充実 ② 盗難防止対策（警報器等） ③ 健康関連施設の充実 ④ 野生生物・害虫対策等
地域連携	① 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、PR 看板等） ② 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） ③ 社会貢献・地域対策費等（農家との調整、地域行事等の経費含む） ④ 現场景観向上（美装化・デザイン看板等）

（３）現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、当初は計上していない。受注者は熱中症又は防寒対策として必要な施設について、事前に種類及び規模・規格並びに設置期間等につ

いて監督職員と協議することとし、必要性が確認された内容について設計変更の対象とする。なお、設計変更時においては、リース品の場合は見積書等、購入品の場合は設置期間分の減価償却費を算定した資料等を提出するものとする。

- (4) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費及び熱中症対策・防寒対策の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

7. 週休2日による履行実績取組証明書の発行

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでのいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
- ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- ②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施方法は、次によるものとする。受注者は、工事完成までに監督職員へ取組実績を報告する。報告は、現場閉所実績が記載された日報、工程表等により行うものとする。
- (4) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

8. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で事後精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

9. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績

変更対象経費」という。)について、工事实施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

10. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事实施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 - ・ 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
 - ・ 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 発注者は契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示するものとする。
- (3) 受注者は、契約締結後、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請

負工事積算基準に基づき算出した額」から「様式 1 に記載された共通仮設費（率分）と現場管理費合計額」を差し引いた後、「(4) の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

11. 令和 6 年 9 月 20 日からの大雨の被災地域における被災農林漁家の就労機会の確保について

(1) 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。なお、被災地域における被災農林漁家を雇用した場合は、月毎の被災農林漁家の雇用実績人数を提出すること。

(2) 発注者は、被災農林漁家の雇用実績を確認した場合は、工事成績評定別紙 7 に示す「6. 社会性等」に、次の評価項目を追加した上で最大 7.5 点を加点評価する。ただし、工事成績評定の合計は 100 点を超えないものとする。

12. 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

13. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率(\%)} \times \text{補正係数}^{\ast}$$

※ 補正係数：1.2

14. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- (1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や、部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する、総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- (2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

15. 書類限定検査の実施

- (1) 検査職員による検査について、下記の9書類に検査時の資料を限定し資料検査を行うものとする。

なお、これによりがたい場合は、事前に追加書類を受注者に通知する。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳 (下請けとの関係及び下請引取検査書類を含む。)	⑦品質管理図表
③打合簿（協議）	⑧工事材料品質証明書
④打合簿（承諾）	⑨工事写真
⑤打合簿（提出）	

- (2) 書類限定検査に係る実施状況や、改善点等を把握するためのアンケートを実施する場合、受注者は協力しなければならない。

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議する。